

厚木市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年厚木市条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 標識の設置予定年月日
- (2) 説明会の開催予定年月日
- (3) 墓地等経営許可申請書を提出する予定の日(以下「申請予定日」という。)
- (4) 工事着手予定年月日
- (5) 工事完了予定年月日
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第4条第3項第8号に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 墓地にあっては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場にあっては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から5年間

3 条例第4条第3項第9号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第11条第2号ただし書の規定に該当して、墓地を利用する者に便益を供するための施設の一部を当該墓地に近接した場所に設ける場合は、当該施設的设计図及び付近の見取図
- (2) その他市長が必要と認める書類

(経営計画の周知)

第3条 条例第5条に規定する規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 標識の設置にあっては、申請予定日の90日前の日
- (2) 説明会の開催にあっては、申請予定日の60日前の日

2 条例第5条第1号に規定する標識は、別記様式とする。

3 条例第5条第2号に規定する近隣住民等は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル(火葬場にあっては、300メートル)以内に存する土地の所有者並びに人が現に居住し、又は使用している建物の住民及び当該建物の所有者又はその管理者
- (2) 前号に規定する範囲内に住所を有する者を構成員に含む住民自治組織

4 条例第5条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 実施者側の出席者の氏名及び役職名
- (4) 近隣住民等の出席者数
- (5) 近隣住民等の意見

(6) その他市長が必要と認める事項

5 条例第5条第2号に規定する報告は、説明会開催状況報告書により行うものとする。
(近隣住民等との協議)

第4条 条例第6条に規定する規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。
(経営許可の申請)

第5条 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事着手予定年月日
- (2) 工事完了予定年月日
- (3) 墓地等の管理者の住所及び氏名
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条第2項第5号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であって、墓地等の経営の許可を受けようとする者が、墓地等の経営の許可の日までに所有権を取得する予定のものである場合 当該土地の所有権を申請者が取得することを証する書類
- (2) 墓地等の設置場所が、当該墓地等の経営の許可を受けようとする者の所有する土地であって、当該土地に設定されている抵当権の登記が、墓地等の経営の許可の日までに抹消される予定のものである場合 抵当権の登記が抹消されることを証する書類
- (3) 墓地等の設置場所が条例第10条第1号ただし書の規定に該当する場合 第6条第1項各号に規定する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(設置場所の基準)

第6条 条例第10条第1号ただし書に規定する規則で定める特別の理由は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 墓地等を設置しようとする土地を申請者が所有していない場合 墓地等の経営の許可後1月以内に当該土地の所有権を申請者が取得することを証する書類があること。
- (2) 墓地等を設置しようとする土地に抵当権が設定されている場合 墓地等の経営の許可後1月以内に抵当権の登記が抹消されることを証する書類があること。

2 条例第10条第2号に規定する規則で定める距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂 その境界線と次に掲げる施設等との水平投影面における最短の距離が110メートル(次に掲げる施設等以外で現に人が居住している建物の敷地境界線にあつては、50メートル)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)

エ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設

(2) 埋葬を行う墓地 墓地の境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平投影面における最短の距離が110メートル

(3) 火葬場 その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平投影面における最短の距離が300メートル

3 条例第10条第4号に規定する規則で定める道路は、次のとおりとする。

(1) 墓地に接する道路

(2) 前号に規定する道路から車両が2方向以上に分散、待機又は迂回ができる幅員4メートル以上の道路に至るまでの区間の道路

4 条例第10条第4号に規定する規則で定める幅員は、5メートルとする。

（墓地の構造設備の基準）

第7条 条例第11条第2号本文に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、墳墓の区画数に100分の8を乗じて得た数以上の駐車区画数とする。

2 条例第11条第2号ただし書に規定する市長が適当と認めるときは、設置する駐車区画数に100分の30を乗じて得た数に相当する駐車区画数を墓地に近接した場所に設けるとする。

3 条例第11条第3号に規定する規則で定める幅員は、次のとおりとする。

(1) 墳墓を設ける区域内的の通路にあっては、1メートル

(2) 前号に規定するもの以外の主要な通路にあっては、1.2メートル

4 条例第11条第4号に規定する規則で定める割合は、別表のとおりとする。

5 条例第11条第6号に規定する規則で定める割合は、100分の30とする。

（火葬場の構造設備の基準）

第8条 条例第13条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、火葬炉の数に8を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。

2 条例第13条第7号に規定する規則で定める割合は、別表のとおりとする。

（変更許可等）

第9条 条例第15条第1項に規定する規則で定める数は、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあっては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じて得た数、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあっては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の15を乗じて得た数とする。

2 条例第15条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 工事着手予定年月日

(2) 工事完了予定年月日

(3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第15条第2項第9号に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 墓地にあっては、墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から10年間

(2) 納骨堂及び火葬場にあっては、墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から

5年間

4 条例第15条第2項第12号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であって、墓地等の変更の許可を受けようとする者が、墓地等の変更の許可の日から所有権を取得するものである場合 所有権の移転が行われることを証する書類
- (2) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、当該墓地等の変更の許可を受けようとする者の所有する土地であって、当該土地に設定されている抵当権の登記が、墓地等の変更の許可の日から抹消される予定のものである場合 抵当権の登記が抹消されることを証する書類
- (3) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が条例第10条第1号ただし書の規定に該当する場合 第6条第1項各号に規定する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(墓地等の拡張に係る準用)

第10条 条例第16条に規定する規則で定める規模は、次のとおりとする。

- (1) 経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあつては当該面積に100分の30を乗じて得た面積、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあつては当該面積に100分の15を乗じて得た面積
- (2) 納骨堂及び火葬場にあつては、経営の許可を受けている施設又は敷地の面積に100分の50を乗じて得た面積

(申請事項変更届)

第11条 条例第17条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 変更しようとする理由
- (2) 変更予定年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第17条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第11条第2号及び第13条第2号に規定する管理施設の設置場所
- (2) 墓地等の管理者の住所又は氏名
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第17条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類(墓地等申請事項変更届を提出しようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第4号に掲げる書類を除く。)とする。

- (1) 宗教法人又は公益法人にあつては、当該法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の申請事項の変更に当たり、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- (3) 墓地等の構造設備の変更にあっては、施設の設計図
- (4) 墓地等の経営者の名称又は主たる事務所の所在地の変更にあっては、宗教法人又は

公益法人の登記事項証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第12条 条例第18条に規定する届出は、墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届により行い、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（許可があったものとみなされる者が地方公共団体である場合にあっては、第1号オからキまでに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

(1) 墓地又は火葬場の新設の許可があったものとみなされた場合

- ア 墓地又は火葬場の土地の登記事項証明書
- イ 墓地又は火葬場の設計図
- ウ 墓地又は火葬場の付近の見取図
- エ 墓地又は火葬場の土地及び隣接地の公図の写し
- オ 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- カ 宗教法人の規則又は公益法人の定款
- キ 第2条第2項に規定する期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- ク 墓地又は火葬場の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 墓地又は火葬場の変更の許可があったものとみなされた場合

- ア 前号ア及びウからキまでに掲げる書類
- イ 変更に係る墓地又は火葬場の設計図
- ウ 墓地又は火葬場の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 墓地又は火葬場の廃止の許可があったものとみなされた場合

- ア 第1号ア及びウからオまでに掲げる書類
- イ 墓地又は火葬場の廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- ウ 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
- エ その他市長が必要と認める書類

(工事完了の届出等)

第13条 条例第19条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 墓地等の使用開始予定年月日
- (2) その他市長が定める事項

2 条例第19条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事完了後の墓地等の土地及び建物の登記事項証明書
- (2) 工事完了後の墓地等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(墓地調整会議)

第14条 市長は、条例及びこの規則の適正な運用を図るために必要があるときは、関係部等の長で組織する墓地調整会議を開催することができる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第7条、第8条関係）

墓地及び火葬場の敷地を有する区域及び規模	緑地面積の割合
市街化調整区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）をいう。）における面積が10,000㎡以上であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の35（工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、墓地の敷地面積の100分の40）
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の25（工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、火葬場の敷地面積の100分の30）
市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）をいう。）における面積が10,000㎡以上であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の20
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の20
市街化区域又は市街化調整区域における面積が7,000㎡以上10,000㎡未満であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の17
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の20
市街化区域又は市街化調整区域における面積が7,000㎡未満であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の15
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の20

備考 「緑地面積」とは、樹木の樹冠又は芝で覆われている土地及び緑地とするため植樹等を計画している土地の面積とする。ただし、芝のみで覆われた土地にあつては、当該土地の面積の100分の20を緑地面積とする。

別記様式（第3条関係）

90センチメートル以上

計画に関する標識	
墓地等の名称	
所在地	
区分	埋蔵墓地 埋葬墓地 納骨堂 火葬場
施設等の概要	面積 m^2 内訳 墳墓を設ける区域の面積 m^2 墳墓の区画数 区画 緑地面積及び緑地面積の割合 m^2 % 駐車区画数及び駐車場の面積 台 m^2 建物の敷地面積（名称） m^2
	建物の建築面積 納骨堂 m^2 火葬場 m^2 管理施設 m^2 その他 m^2 （名称）
	建物の延床面積 納骨堂 m^2 火葬場 m^2 管理施設 m^2 その他 m^2 （名称）
	建物の階数及び構造 納骨堂 火葬場 管理施設 その他（名称） 地上階、地下階、構造造
	納骨堂 納骨装置数
	火葬場 火葬炉数 煙突の高さ
	工事着手予定年月日 年 月 日
工事完了予定年月日 年 月 日	
計画者	
計画者の所在地	
計画者の代表者	
工事施工業者	
標識設置年月日	年 月 日
この標識は、厚木市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第1号の規定により設置するものです。 この計画についての問合せは、次の連絡先へ連絡してください。 計画者の連絡先 名称 所在地 電話番号	

90センチメートル以上

備考 のある欄には、該当する 内に△点を記入してください。